

第76期
定時株主総会
招集ご通知



開催
日時

2026年3月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 南館5階
エミネンスホール

決議
事項

議 案 取締役7名選任の件

株主総会ご出席者様へのお土産のご用意は
ございません。何卒ご理解賜りますようよろし
くお願い申し上げます。

カンロ株式会社

証券コード：2216

株主の皆様へ



株主の皆様におかれましては平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を2026年3月27日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

● 企業理念体系



国内の食品菓子業界は、原材料価格や物流費の高騰による企業収益の圧迫、また物価高も背景に生活者の節約指向と同時に購買傾向の二極化も進んでおります。加えて、キャンディ市場においては、競合環境が激化しており、経営資源を最大限に活用し、海外を含むチャネル戦略、ブランド力・提供価値を伴った商品戦略へ取組んでいくことが重要な課題となっております。

このような厳しい事業環境の中、当社は、企業パーパス「Sweeten the Future 心がひとつぶ、大きくなる。」の下、目指すあり姿「Sweetな瞬間を創り続けることで人々と社会に笑顔を。」と4つのバリュー「Sweet な瞬間を創造する」「事業基盤を変革する」「未来へ紡ぐ」「創発的な組織の更なる進化」を定めた『Kanro Vision 2.0』の実現に向けて、「中期経営計画2030」を推進しております。

中期経営計画2030は、6か年にわたりますが、国内グミ事業を中心に更なる成長を実現するとともに、持続的成長のために、事業領域拡大ならびにビジネスモデル拡張を進める期間と位置付けて、オールカンロで4つのバリューに基づく各施策への取組みを着実に実行してまいります。

「Kanro Vision 2.0」ならびに「中期経営計画2030」の下、財務・非財務両面での企業価値の向上と持続的な成長に向け、全役職員で価値（商品価値、体験価値、共創価値）を創出しながら、事業基盤強化への取組みを一つひとつ実行、積み重ねてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026年3月

代表取締役社長 村田 哲也

証券コード：2216
2026年3月9日
(電子提供措置の開始日2026年3月3日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

カンロ株式会社

代表取締役社長 村田 哲也

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第76期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kanro.co.jp/ir/stock/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2026年3月26日（木曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年3月27日（金曜日）午前10時
2 場 所	東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 京王プラザホテル 南館5階 エミネンスホール
3 会議の 目的事項	報告事項 (1) 第76期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第76期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 議 案 取締役7名選任の件

以 上

- 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類も併せてご送付しております。
- 書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

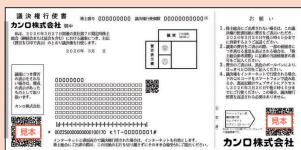
議決権行使についてのご案内

議決権は、株主さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。
 議決権の行使方法は、以下の方法がございます。
 株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットでの
 行使は次頁へ

株主総会に当日ご出席いただける方

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



ご郵送で議決権を行使される方

同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示のうえご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



株主総会開催日時

2026年 **3月27日** (金曜日)
 午前10時

議決権行使期限

2026年 **3月26日** (木曜日)
 午後5時45分到着分まで

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書 株主番号 000000000 議決権行使機数 00000000000

カンロ株式会社 御中

※ 2026年3月27日開催の株主総会（臨時株主総会）開催本日は会場受付に於いてご出席ください。本紙（賛否を○印で表示）のとおりに議決権を行使します。

2026年 3月 日

議決権行使書に必要書類の表示をされない場合は、賛成の意思表示のあったものとして取り扱います。

カンロ株式会社

見本

* 00225000000000100170 K1T-00000001#

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の旨を御座いますことの本大会事務局へご通知ください。

カンロ株式会社

● こちらに、議案の賛否をご記入ください。

議案

- ▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 全員否認する場合：「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者の賛否を表示する場合：「賛」もしくは「否」の欄に○印をし、候補者の番号をご記入ください。

インターネット等で議決権を行使される方

議決権行使ウェブサイトについて



当社指定の議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>にて
各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月26日(木曜日)
午後5時45分まで



議決権行使ウェブサイトの議決権行使コード
及びパスワードは、同封の議決権行使書用紙
の左下に記載されています。

パソコンによる議決権行使

議決権行使ウェブサイト：<https://www.web54.net>

スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン二次元コード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権を行使できます。

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。



議決権行使のお取扱い

議決権行使ウェブサイトにおいてインターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取扱いします。
インターネットによる議決権行使は、2026年3月26日(木曜日)の午後5時45分までに行使されるようお願いいたします。

パソコン・スマートフォンの操作方法に関するお問い合わせ先

- 当ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
- その他株式に関するご質問等は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話	0120 (652) 031
受付時間	9:00~21:00

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話	0120 (782) 031
受付時間	土・日・祝日を除く9:00~17:00

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットライブ配信のご案内

本株主総会当日の様様については、インターネットでのライブ配信を予定しております。

なお、配信に際しては、ご出席株主様の容姿を映さないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。また、質問される際の音声につきましては、配信されますのであらかじめご了承ください。

公開日時

2026年3月27日（金曜日）午前10時より

<ご視聴方法>

配信視聴用二次元コード

- パソコンにてご視聴される株主様は、下記URLにアクセスしてください。
- タブレット端末またはスマートフォンにてご視聴される株主様は、右記二次元コードを読み取っていただくか、下記URLにアクセスしてください。
- ID及びパスワードを入力する専用株主認証画面が表示されますので、下記のID及びパスワードをご入力ください。



URL

<https://2216.ksoukai.jp>

ID

株主番号（議決権行使書用紙に記載の9桁の半角数字）

パスワード

郵便番号（株主様のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字／ハイフン不要） ※

※2025年12月末時点でのご登録住所の郵便番号となります。

<ご視聴にあたってのご注意事項>

- ご使用のパソコン、スマートフォンまたはタブレット端末のインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- 株主総会のライブ配信は、ご来場いただけない株主様への情報提供を目的としており、**本ライブ配信を通じて議決権行使やご質問等はできません**。あらかじめご了承ください、事前に議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。
- 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
- ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- インターネット回線や機材トラブル等によるやむを得ない理由により、配信が中止になる場合がございます。

<ライブ配信に関するお問い合わせについて>

当日は、以下受付日時、電話番号において接続方法や視聴方法についてお問い合わせいただけます。

お問い合わせ先：ブイキューブ

受付日時

3月27日（金）9:00から11:00まで

電話番号

03 (6833) 6206

議 案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の再任と1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	(性別)	(年齢)	現在の当社における地位	取締役会への出席状況	取締役在任年数
1	再任 むらた てつや 村田 哲也	(男性)	(満56歳)	代表取締役社長	100% (14回/14回)	4年
2	再任 いしかわ かずひろ 石川 和弘	(男性)	(満60歳)	取締役 専務執行役員	100% (14回/14回)	2年
3	再任 さとう みつり 佐藤 光記	(男性)	(満56歳)	取締役 常務執行役員	100% (10回/10回)	1年
4	再任 社外 独立 ほりえ ひろみ 堀江 裕美	(女性)	(満69歳)	取締役	100% (14回/14回)	5年
5	再任 社外 独立 いとう よしかず 伊藤 善計	(男性)	(満66歳)	取締役	100% (14回/14回)	3年
6	再任 社外 独立 おおた ともひさ 太田 智久	(男性)	(満59歳)	取締役	100% (14回/14回)	2年
7	新任 社外 独立 ながばやし みちお 長林 道生	(男性)	(満61歳)	—	—	—

社外 社外取締役候補者 **独立** 独立役員候補者：株式会社東京証券取引所の実定独立役員候補者

- (注) 1 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2 三菱商事株式会社は当社の主要な株主であり、当社の製品販売の総代理店として販売を行っております。
 3 太田智久氏は、T Cコンサルティング合同会社の代表を兼務しており、過去には、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社に勤務しておりました。当社は、両社とシステムコンサルティングに関する取引等を行っていましたが、現在取引は終了しております。
 4 堀江裕美、伊藤善計、太田智久、長林道生の4氏は社外取締役候補者であります。
 5 堀江裕美、伊藤善計、太田智久、長林道生の4氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 6 当社は社外取締役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。堀江裕美氏、伊藤善計氏、太田智久氏、長林道生氏の選任が承認可決された場合には、当社は4氏の間で、当該契約を締結または継続する予定であります。
 7 当社は、取締役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることになり、また、全ての保険料を当社が負担しております。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

1

むら た てつ や
村田 哲也

再任

生年月日 1969年10月11日生 (満56歳)

取締役在任年数 4年

取締役会への出席状況 100% (14回/14回)

所有する当社株式数 12,300株



略歴、地位及び担当

1992年 4月	三菱商事株式会社入社	2021年 7月	当社執行役員グローバル事業担当兼 フューチャー事業担当
2011年 7月	株式会社ライフコーポレーション出 向		(6月末日を以って当社社外取締役 を辞任)
2012年 3月	同社執行役員首都圏ストアサポート 本部長	2022年 3月	当社取締役執行役員グローバル事業 本部長兼フューチャーデザイン事業 本部長兼経営企画本部長
2015年 4月	同社上席執行役員首都圏営業本部副 本部長兼首都圏ストア本部長	2023年 1月	当社代表取締役社長CEO兼チー フ・コンプライアンス・オフィサー
2016年 4月	三菱商事株式会社生鮮品本部戦略企 画室長	2024年 1月	当社代表取締役社長CEO兼チー フ・コンプライアンス・オフィサー 兼サステナビリティ委員長 (現在に至る)
2018年 4月	同社生活流通本部食品流通部長		
2019年 3月	当社社外取締役		
2020年 4月	三菱商事株式会社食品流通・物流本 部食品流通部長兼食品流通DX室		
2021年 4月	同社食品流通・物流本部食品流通部 長兼紙・パッケージング部長兼食品 流通DX室		

取締役候補者とした理由

村田哲也氏は、三菱商事株式会社における豊富なビジネス経験を通じた幅広い見識を有しており、現在は当社代表取締役社長CEOを務めております。中期経営計画の実現に向けて、当社の更なる成長を牽引していただくため、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

いしかわ かずひろ
石川 和弘

再任

生年月日 1965年8月26日生（満60歳）

取締役在任年数 2年

取締役会への出席状況 100%（14回／14回）

所有する当社株式数 55,800株



略歴、地位及び担当

1988年4月	当社入社	2017年1月	当社常務執行役員原価低減担当兼SCM推進部・品質保証部担当
2005年7月	当社広域販売部長	2018年1月	当社常務執行役員営業本部副本部長
2007年10月	当社営業本部営業部長	2021年1月	当社常務執行役員営業本部長
2009年7月	当社開発本部開発企画部長	2022年1月	当社常務執行役員コア事業本部長
2011年1月	当社マーケティング統括本部商品戦略室長	2024年3月	当社取締役常務執行役員コア事業本部長
2014年3月	当社執行役員新規事業本部長	2026年1月	当社取締役専務執行役員コア事業本部長 (現在に至る)
2014年9月	当社執行役員開発本部長		
2016年1月	当社執行役員SCM推進部担当		

取締役候補者とした理由

石川和弘氏は、営業部長、開発企画部長、新規事業本部長を経て、現在は取締役専務執行役員コア事業本部長を務めており、経営全般及び販売・マーケティングに関する深い知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

さとう みつ のり
佐藤 光記

再任

生年月日 1969年12月29日生（満56歳）

取締役在任年数 1年

取締役会への出席状況 100%（10回／10回）

所有する当社株式数 —



略歴、地位及び担当

1993年 4月	三菱商事株式会社入社	2021年 2月	三菱商事エネルギー株式会社取締役 常務執行役員管理担当
2001年 4月	三菱商事フィナンシャルサービス株 式会社出向	2025年 3月	当社取締役常務執行役員CFO財務・ 経理本部長兼CIOシステムソリ ューション本部長
2005年 7月	三菱商事（広州）有限公司董事	2026年 1月	当社取締役常務執行役員CFO財務・ 経理本部長兼CIOデジタルソリ ューション本部長 （現在に至る）
2010年 5月	三菱商事株式会社機械グループ管理 部		
2017年 4月	三菱商事フィナンシャルサービス株 式会社取締役副社長執行役員兼経営 企画室長兼アカウントティンググルー プ長		

取締役候補者とした理由

佐藤光記氏は、三菱商事株式会社における豊富なビジネス経験を通じた幅広い見識を有しており、現在は当社取締役常務執行役員CFO兼CIOを務めており、経営全般及び財務・経理業務に深い知見を有していることから、引続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

ほり え
堀江ひろ み
裕美

再任 社外 独立

生年月日 1956年6月19日生（満69歳）

取締役在任年数 5年

取締役会への出席状況 100%（14回／14回）

所有する当社株式数 —



略歴、地位及び担当

1987年 5月	リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社入社	2016年 5月	株式会社アダストリア社外取締役
1992年 1月	同社広報部長	2016年12月	スターバックス コーヒー ジャパン株式会社退社
1999年12月	同社マーケティング部長	2017年 3月	Haruka株式会社代表取締役 （現在に至る）
2005年 3月	スターバックス コーヒー ジャパン株式会社入社 広報本部長	2021年 3月	当社社外取締役 （現在に至る）
2006年12月	同社マーケティング本部長		
2010年 8月	同社執行役員マーケティング統括、 経営会議メンバー		

重要な兼職の状況

Haruka株式会社代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

堀江裕美氏は、リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社、スターバックス コーヒー ジャパン株式会社にて部門責任者、経営幹部を歴任、その後株式会社アダストリアの社外取締役に就任する傍ら2017年には独立しHaruka株式会社の代表を務めるなど、その豊富なビジネス経験を通じて幅広い見識を有しております。客観的な見地から、当社の経営への有益な助言や業務執行に対する適切な監督を遂行していただけることを期待し、引続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

いとう
伊藤よしかず
善計

再任

社外

独立

生年月日

1960年3月19日生（満66歳）

取締役在任年数

3年

取締役会への出席状況

100%（14回／14回）

所有する当社株式数

—



略歴、地位及び担当

1983年4月	味の素株式会社入社	2020年7月	味の素株式会社アドバイザー
2005年4月	アメリカ味の素株式会社副社長	2021年6月	堺化学工業株式会社社外取締役 （現在に至る）
2008年10月	味の素株式会社生産統括センター長	2022年6月	味の素株式会社退社
2013年7月	同社理事川崎事業所長兼川崎工場長	2023年3月	当社社外取締役 （現在に至る）
2017年7月	クノール食品株式会社代表取締役社長		
2019年4月	味の素食品株式会社専務取締役		

重要な兼職の状況

堺化学工業株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

伊藤善計氏は、味の素株式会社における生産技術分野の経験と実績を持ち、国内外の生産拠点にて要職を歴任しております。また、グループ食品子会社であるクノール食品株式会社では代表取締役社長、子会社食品メーカーである味の素食品株式会社では専務取締役に就任、現在では堺化学工業株式会社にて社外取締役に務めるなど、豊富なビジネス経験を通じて幅広い見識を有しております。特にこれまでの経験を活かした生産管理や工場運営、設備導入にあたっての投資判断に関するアドバイス等、客観的な見地から、当社の経営への有益な助言や業務執行に対する適切な監督を遂行していただけることを期待し、引続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

おお た とも ひ さ
太田 智久

再任 社外 独立

生年月日 1967年 1月20日生 (満59歳)

取締役在任年数 2年

取締役会への出席状況 100% (14回/14回)

所有する当社株式数 -



略歴、地位及び担当

1991年 4月	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社入社	2022年 4月	TCコンサルティング合同会社代表 (現在に至る)
2006年 4月	同社法人戦略部アカウントマネージャー	2022年 4月	株式会社システムインテグレータ執行役員
2021年 4月	株式会社みずほフィナンシャルグループIT・システム企画部参事役	2023年 3月	同社執行役員事業戦略本部長
2021年 4月	株式会社みずほ銀行法人業務部参事役	2024年 2月	同社退社
2022年 3月	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社退社	2024年 3月	当社社外取締役 (現在に至る)

重要な兼職の状況

TCコンサルティング合同会社代表

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

太田智久氏は、システム設計・開発、新規ソリューション開発等のITに関連する実務経験をもとに、DXコンサルティング事業の創出、IT業界における様々な活動を行う等、豊富なビジネス経験を通じて幅広い見識を有しております。これまでの経験を活かし、客観的な見地から、当社の経営に有益な助言や業務執行に対する適切な監督を遂行していただけると判断したため、引続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

なが ばやし
長林

みち お
道生

新任 社外 独立

生年月日 1964年10月14日生（満61歳）

取締役在任年数 —

取締役会への出席状況 —

所有する当社株式数 —



略歴、地位及び担当

1988年 4月	キリンビール株式会社入社	2018年 3月	キリンビール株式会社執行役員マーケティング本部広域販売推進統括本部長
2003年 9月	ペルノ・リカール社（フランス）に出向		
2005年 9月	キリンビール株式会社広域販売推進第2部長	2019年 3月	キリンホールディングス株式会社執行役員
2009年 6月	同社九州統括本部宮崎支社長		メルシャン株式会社代表取締役社長
2011年 4月	インターフード社（ベトナム）代表取締役社長兼営業マーケティング本部長	2024年 6月	株式会社デルソーレ取締役
2015年 3月	キリンビールマーケティング株式会社執行役員広域販売推進統括本部長	2025年 6月	株式会社 b-e x 取締役副社長COO（現在に至る）

重要な兼職の状況

株式会社 b-e x 取締役副社長COO

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

長林道生氏は、キリンホールディングス株式会社の執行役員、子会社の代表取締役社長等の要職を歴任、特に営業及びマーケティング分野、海外における豊富なビジネス経験と幅広い見識を有しており、客観的な見地から、当社の経営への有益な助言や業務執行に対する適切な監督を遂行していただけると判断したため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

<ご参考> 取締役・監査役のスキル・マトリックス

当社の取締役会は、事業に伴う知識、経験、能力のバランスに配慮しつつ、マーケティング・ブランディングや研究・製造の豊富な経験を有する社外取締役を加え、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としております。

また、各取締役等の知識、経験に加え、当社の長期ビジョン及び重要な事業戦略に照らし、持続的な成長に必要なとなる8つの分野を特定しております。

なお、このスキル・マトリックスは、外部環境や当社の状況を踏まえ、適宜見直しを行ってまいります。

【議案が承認された場合の経営体制】

氏名	地位及び担当	独立性	当社が期待する分野							
			企業経営	財務・会計	ガバナンス	研究・製造	マーケティング	グローバル	デジタル	サステナビリティ
村田 哲也	代表取締役社長 CEO 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼 サステナビリティ委員長		○		○		○	○	○	○
石川 和弘	取締役専務執行役員 コア事業本部長		○		○		○	○		○
佐藤 光記	取締役常務執行役員 CFO 財務・経理本部長 兼 CIO デジタルソリューション本部長		○	○	○			○	○	○
堀江 裕美	社外取締役	○	○		○		○	○	○	○
伊藤 善計	社外取締役	○	○		○	○		○		○
太田 智久	社外取締役	○	○		○		○		○	○
長林 道生	社外取締役	○	○		○		○	○		○
山本 寿男	常勤監査役		○		○	○	○	○		○
木村 敦彦	常勤監査役 (社外監査役)	○	○	○	○			○		○
花野 信子	社外監査役	○		○	○					○
膝附 東洋史	社外監査役		○	○	○			○	○	○

※上記一覧表は、各氏の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

【当社が期待する分野 詳細】

企業経営	企業経営経験の有無
財務・会計	財務・会計分野における知見
ガバナンス	法律、コンプライアンス等の知識、経験
研究・製造	製造業における研究開発、製造、品質に関する知識、経験

マーケティング	製造販売業における営業、ブランディングの知識、経験
グローバル	海外事業、海外取引、海外赴任等の経験
デジタル	IT戦略、デジタル戦略に関する知識、経験
サステナビリティ	サステナビリティに資する取組みの経験や知識

1 当社グループの現況に関する事項

当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度及び前連結会計年度末との比較分析を行っておりません。

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（以下、「当期」）におけるわが国経済は、米国の通商政策等による影響が一部産業にみられるものの、緩やかに回復しており、個人消費についても、雇用・所得環境の改善により持ち直しの動きがみられます。しかしながら、米国の通商政策や物価上昇の継続が与える個人消費への影響が、景気を下押しするリスクとなっており、先行きは不透明な状態が継続しています。

そのような経済環境の中、キャンディ市場は好調が続き、各カテゴリー並びに市場全体でも販売金額は前年を上回りました。当社の主要ドメインについて、飴カテゴリーは、のど飴需要が堅調に推移し、グミカテゴリーでは、ハード系及びフルーツ系商品が大きく伸長し続けています。

当社は、企業パーパス「Sweeten the Future 心がひとつ、大きくなる。」の下、「Kanro Vision 2.0」を掲げ「中期経営計画2030」をスタートいたしました。同計画に基づき事業を推進した結果、当期の売上高は、347億71百万円となりました。

飴は、のど飴及びグルメカテゴリーが牽引し、170億99百万円となりました。製品別では、「健康のど飴」シリーズや「ノンシュガーのど飴」シリーズが好調に推移するとともに、グルメカテゴリー製品「じゅるる」シリーズが好評を博しました。グミは、国内での他社との競争が激化する中、主力ブランドである「ピュレグミ」シリーズが販売増となりました。5月に米国に設立したKanro America Inc.においても、同シリーズをカリフォルニア州を中心に販売しております。また、直営店舗ヒトツブカンロ、デジタルプラットフォーム「Kanro POCKeT」での高価値商品「グミツツェル」も生産工程の改善により供給量が増加、引続き好調に売上を伸ばしたことにより、168億60百万円となりました。素材菓子は、「サクポリ納豆」の好調もあり7億99百万円となりました。

利益面では、松本工場グミ棟拡張に伴う償却負担増や賃金引き上げに伴う労務費等固定費の増加を、増収により吸収、売上総利益は146億97百万円となりました。営業利益においても、企業広告宣伝費の増加、人員増加及び賃上げによる人件費増、新基幹システム稼働を始めとするシステム関連経費及び米国進出等の事業領域拡大に向けた施策経費などの一般管理費の増加を、増収効果にて吸収し46億91百万円、経常利益は、47億46百万円となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、減損損失等の特別損失を計上したものの、政策保有株式の縮減による特別利益、賃上げ促進税制の適用もあり33億78百万円となりました。

売上高	347億71百万円	営業利益	46億91百万円
経常利益	47億46百万円	親会社株主に帰属する当期純利益	33億78百万円

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は49億80百万円であります。

主なものは、キャンディ製造設備（ひかり工場4億47百万円、松本工場2億90百万円、朝日工場41億77百万円）の新設、拡充及び更新であります。

(3) 資金調達の状況

2025年9月に「中期経営計画2030」を推進するうえでの機動的かつ安定的な資金調達を目的として、取引金融機関1行とコミットメントライン契約を締結いたしました。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

短期借入金については、10億円増加しております。

(4) 対処すべき課題

1. 当社グループの経営方針

当社グループは、事業環境の変化及び当社グループを取巻く課題を踏まえ、2025年2月に新たな長期ビジョン『Kanro Vision 2.0』を策定いたしました。当ビジョンは、企業パーパス“Sweeten the Future 心がひとつぶ、大きくなる。”の下、当社グループが目指すあり姿として「Sweet な瞬間を創り続けることで人々と社会に笑顔を。」を掲げると共に、「Sweet な瞬間を創造する」「事業基盤を変革する」「未来へ紡ぐ」「創発的な組織の更なる進化」の4つのバリューを定めたものです。

『Kanro Vision 2.0』で掲げた4つのバリューに基づく具体的な取組み及び中期経営計画2030を着実に実行することで、財務・非財務の両面で企業価値向上を図ってまいります。

2. 今後対処すべき課題

①ブランド基軸経営の深化

成長が続く国内キャンディ市場における競争は一層激化しており、今後も市場の成長を牽引していくには、商品開発力の高度化及びスピード向上に取組み、特に主力ブランドの販売拡大並びに高価値商品、新規ブランドの上市を継続的に行っていくことが、重要であると認識しております。

また、2025年10月に着工した朝日工場新グミラインの導入(2027年7月稼働開始予定)を着実に進めると共に、飴ラインへの投資も計画的に実施することで、当社グループのブランド基軸経営を支える生産体制も整備・強化を図ってまいります。

②事業基盤の変革

コア事業（国内飴・グミ事業）では、当社グループの商品開発力、ブランド力並びにマーケティング施策が功を奏し、当社グループは、キャンディ市場においてトップシェア※を引続き維持しておりますが、『Kanro Vision 2.0』の実現には、「事業基盤の変革」が不可欠だと考えております。

そのため、グローバル事業では、コア事業本部のリソースを活用し、米国、中華圏（台湾・香港・中国）を中心とした輸出版売の拡大を進めると共に、米国市場については確固たる事業基盤の確立に引続き取組んでまいります。

ヒトツブカンロ事業では、店舗並びにオンラインにおける顧客との接点を一層強化しながら、グミツツェル等キャンディの新しい価値をお客様に届けることで更なる事業の成長を図り、デジタル事業では、デジタルプラットフォーム【Kanro POCKeT】並びにファンコミュニティ【Kanro POCKeT X(クロス)】を活用しながら、ファンの醸成に向けた取組みを推進し、新たな収益モデルを構築してまいります。

③経営基盤の強化

人財、IT/デジタル、研究開発等の投資基盤の強化は、当社グループの成長における重要な課題だと認識しております。

当社グループは引続き人的資本経営を進め、人財の採用、育成及び定着に取組むと共に、人事制度整備・処遇改善も実施しながら、より働きがいのある職場の実現に向けた環境整備を行います。

また、IT/デジタル活用については、2025年7月に稼働開始した基幹システムを基盤に、生成AI等を含むデジタルツールも積極的に活用し、業務効率化による働きやすい職場の構築及び生産性・競争力向上を図ってまいります。

研究開発については、中長期の商品開発方針である「素材を活かす」「キャンディならではの機能性」を軸に、サステナビリティを意識した各研究テーマへの取組みの推進、継続的な投資を行い、イノベーション創出へ挑戦し続けます。

④サステナビリティの推進

当社グループは事業活動を通じた社会課題の解決に取組むため、2022年に「サステナビリティ委員会」を設置し、サステナビリティに関する重要課題の解決に向けた活動に取組んでおります。社長を委員長とするサステナビリティ委員会は、3つの分科会「糖の価値創造」「環境負荷削減」「創発的な組織推進」から構成され、各分科会のリーダーは執行役員が引続き担い、推進力を高めています。今後もより豊かな社会の実現に向けて、ステークホルダーの皆様との価値共創、全役職員によるサステナビリティの推進に引続き取組んでまいります。

⑤コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社グループは、ガバナンス体制の強化を通じて、企業価値の更なる向上と持続的な成長を目指しております。危機管理対応としては、各種BCPの整備、サイバーセキュリティ対策の強化に取組んでいます。コンプライアンスへの対応としては、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会を定期的実施しており、また、様々なテーマでの社内研修を継続的に実施することで、社員のコンプライアンス意識を高めてまいります。

株主各位におかれましては、更なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

※インテージSRI+キャンディ市場2025年小売販売金額シェア

(5) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当連結会計年度)
売 上 高	—	—	—	34,771百万円
経 常 利 益	—	—	—	4,746百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	3,378百万円
1 株当たり当期純利益	—	—	—	80円18銭
純 資 産 額	—	—	—	18,984百万円
総 資 産 額	—	—	—	33,607百万円

(注) 1 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、2024年度以前の各数値は記載しておりません。

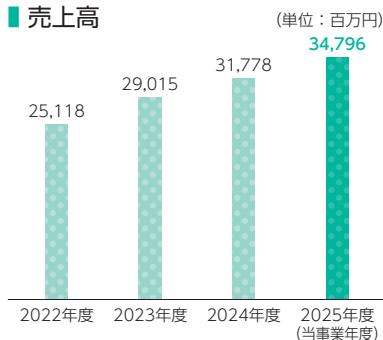
2 2025年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。当該株式分割が2025年度の期首に行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

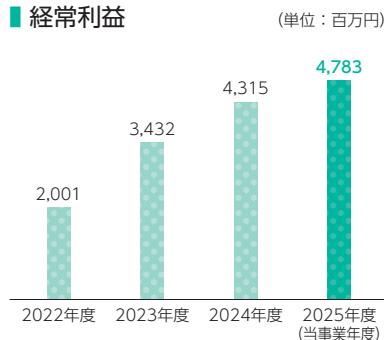
区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当事業年度)
売 上 高	25,118百万円	29,015百万円	31,778百万円	34,796百万円
経 常 利 益	2,001百万円	3,432百万円	4,315百万円	4,783百万円
当 期 純 利 益	1,346百万円	2,462百万円	3,260百万円	3,418百万円
1 株当たり当期純利益	32円03銭	59円03銭	77円52銭	81円13銭
純 資 産 額	12,555百万円	14,533百万円	16,831百万円	18,774百万円
総 資 産 額	22,315百万円	25,839百万円	29,105百万円	33,757百万円

(注) 2022年7月1日付けで普通株式1株につき2株、2025年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。当該株式分割が2022年度の期首に行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

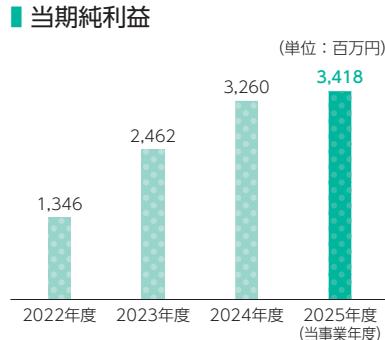
■ 売上高



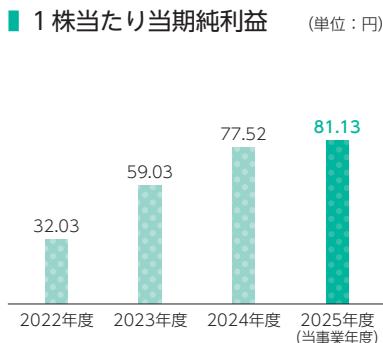
■ 経常利益



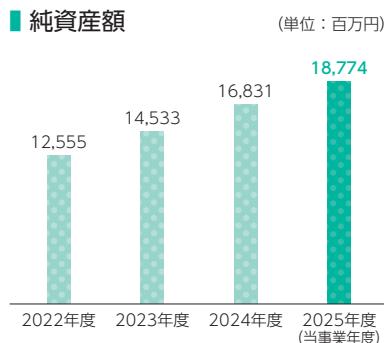
■ 当期純利益



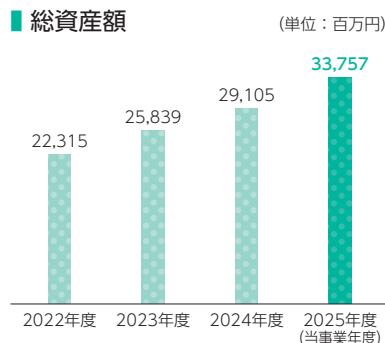
■ 1株当たり当期純利益



■ 純資産額



■ 総資産額



(注) 当社の財産及び損益の状況の数値です。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名 称	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
Kanro America Inc.	100%	米国での菓子の輸入販売、広告宣伝、販売促進、顧客サポート

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、キャンディを中心とする菓子メーカーとして、「Sweeten the Future 心がひとつづ、大きくなる。」をパーパスとし、優しい未来へリードする素材の力と機能を追求した商品・サービスを実現することを企業理念として、事業を展開しております。

飴

売上高構成比 約**49%**



グミ

売上高構成比 約**49%**



素材菓子

売上高構成比 約**2%**



直営店「ヒトツブカンロ」

2012年より直営店事業を実施。キャンディの新たな魅力を広め、価値を高めていくキャンディショップ「ヒトツブカンロ」を運営しています。



オンラインショップ
「KanroPOCKeT」

2021年8月にオープン。ヒトツブカンロ商品をはじめ、EC専用商品やサービスをお客様に直接お届けしています。



米国現地法人
「Kanro America Inc.」

2025年5月、アメリカに現地法人を設立。大きなグミ市場規模を有する米国に本格参入し、ピュレグミで売上拡大を目指します。



(8) 主要な営業所及び工場

- | | | | |
|------------|-----|------------------------------|-----|
| ① 本 社 | 東京都 | ⑨ 首都圏西支店 | 東京都 |
| ② ひかり工場 | 山口県 | ⑩ 中部北陸支店 | 愛知県 |
| ③ 松本工場 | 長野県 | ⑪ 関西支店 | 大阪府 |
| ④ 朝日工場 | 長野県 | ⑫ 中四国支店 | 広島県 |
| ⑤ R&D豊洲研究所 | 東京都 | ⑬ 九州支店 | 福岡県 |
| ⑥ 北海道支店 | 北海道 | ⑭ カンロファーム
飯能 入間 | 埼玉県 |
| ⑦ 東北支店 | 宮城県 | ⑮ ヒトツブカンロ
グランスタ東京店
原宿店 | 東京都 |



(9) 使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
705人	—	39.2歳	13.9年

- (注) 1 使用人数には、臨時従業員を含んでおりません。
 2 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減の数値は記載しておりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,000,000千円

2 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 120,000,000株

(2) 発行済株式の総数 43,177,832株
(自己株式数2,768,980株を除く)

(3) 当事業年度末の株主数 20,438名

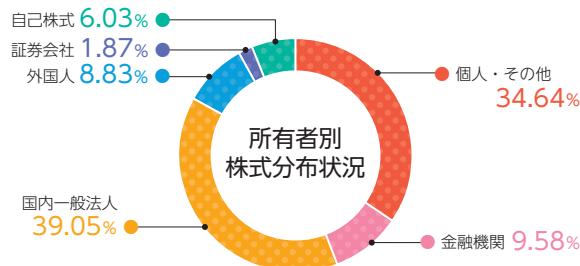
(4) 上位10名の株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
● 三菱商事株式会社	12,760	29.55
● 株式会社榎本武平商店	2,704	6.26
● カンロ共栄会	2,364	5.47
● 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,618	3.74
● 株式会社三井住友銀行	1,170	2.71
● BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	1,010	2.33
● BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT	895	2.07
● 三井住友信託銀行株式会社	600	1.38
● 株式会社山口銀行	480	1.11
● モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	388	0.90

(注) 持株比率は、自己株式 (2,768千株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、幅広い投資家の皆様により投資しやすい環境を整えると共に、投資家層の拡大を図ることを目的に、2025年7月1日付で1株につき3株の割合をもって株式分割を実施いたしました。



3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社 長	村 田 哲 也	CEO兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー兼サステナビリティ委員長
取締役 常務執行役員	石 川 和 弘	コア事業本部長
取締役 常務執行役員	佐 藤 光 記	CFO財務・経理本部長兼CIOシステムソリューション本部長
取 締 役	堀 江 裕 美	Haruka株式会社代表取締役 株式会社アダストリア社外取締役
取 締 役	伊 藤 善 計	堺化学工業株式会社社外取締役
取 締 役	太 田 智 久	TCコンサルティング合同会社代表
常 勤 監 査 役	山 本 寿 男	
常 勤 監 査 役	木 村 敦 彦	
監 査 役	花 野 信 子	光和総合法律事務所パートナー弁護士 オルガノ株式会社社外取締役
監 査 役	膝 附 東 洋 史	三菱商事株式会社S.L.C.グループ監査部マネージャー

- (注) 1 取締役のうち堀江裕美、伊藤善計、太田智久の3氏は、社外取締役であります。
 2 監査役のうち木村敦彦、花野信子、膝附東洋史の3氏は、社外監査役であります。
 3 堀江裕美、伊藤善計、太田智久、木村敦彦、花野信子の5氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4 監査役のうち木村敦彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5 2025年3月28日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって阿部一博氏及び吉田孝信氏は取締役を任期満了により退任し、松原良司氏は監査役を辞任により退任いたしました。
 6 三菱商事株式会社は当社の主要株主であり、当社の販売総代理店として販売を行っております。
 7 Haruka株式会社、株式会社アダストリア、堺化学工業株式会社、TCコンサルティング合同会社、光和総合法律事務所及びオルガノ株式会社と当社との間には取引関係はありません。
 8 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりになります。

地位	氏名	担当
常務執行役員	関口 直樹	研究・技術本部長兼サステナビリティ副委員長
常務執行役員	内山 妙子	マーケティング本部長
執行役員	守田 昌弘	生産本部長兼SCM本部長兼原価低減戦略担当
執行役員	竹澤 俊宏	新規事業本部長兼経営効率化推進担当
執行役員	渡邊 真治	経営企画本部長兼カスタマーセンター担当
執行役員	西ヶ谷 宏子	人事・総務本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役共に同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役及び執行役員全員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(イ) 決定方針の決定方法

当社は、2021年1月28日開催の取締役会において、決定方針を決議いたしました。

(ロ) 取締役の報酬に関する方針

取締役の報酬は、当社の持続的かつ発展的な成長による企業価値の向上を図るうえで、役員が果たすべき役割を最大限に発揮するための対価として機能することを目的としております。

また、取締役の報酬基準及び支給基準は、報酬の決定に対する透明性と客観性を高めるため、過半数を独立社外取締役に構成するガバナンス委員会の答申に基づき、取締役会で決議しております。

(ハ) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

(a) 社外取締役を除く取締役の報酬

社外取締役を除く取締役の報酬は、(i) 基本報酬（月額報酬）、(ii) 短期的なインセンティブとしての会社業績及び個人業績に応じた業績連動報酬（賞与）、(iii) 株式報酬により構成されております。

(i) 基本報酬（月額報酬）

基本報酬は、外部機関の調査結果における他社（製造業）水準を参考として役位別の月額報酬を役員報酬基準に定めており、月額固定報酬として月に1回金銭で支給しております。

(ii) 短期的インセンティブとしての業績連動報酬（賞与）

業績連動報酬は、事業年度の業績目標達成の短期的なインセンティブとして会社業績に連動し、かつ役位に求められる役割、責任及び成果の個人業績に応じて年に1回金銭で支給されます。会社業績は、年度決算の主要な指標である経常利益を評価指標としております。

個人別の支給額は、

- ・ 経常利益金額のレンジ毎に定められた役位別の賞与金額（会社業績に基づき支給）
- ・ 経常利益金額のレンジ毎に定められた評価原資の配分額（個人業績評価に基づき配分）

により構成されています。個人別支給額のうち、評価原資の配分は、個人業績の評価に基づき代表取締役社長が決定しておりますが、評価原資の配分に係る代表取締役社長の権限が適切に行使されていることを担保するため、事前にガバナンス委員会の審議を経て決定しております。

賞与支給基準は、経常利益に比例して業績連動報酬の現金報酬総額に占める割合が高くなるように定めております。ただし、経常利益が10億円未満の場合、業績連動報酬（賞与）は支給されません。

(iii) 株式報酬

当社は、2017年3月29日開催の第67期定時株主総会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対する株式報酬制度の導入を決議いたしました。株式報酬は、当社が金員を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、役位及び在任期間に応じて当社が取締役等に付与するポイント数に相当する数の当社株式を、本信託を通じて取締役等に対して交付します。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

(b) 社外取締役及び監査役の報酬

社外取締役及び監査役の報酬は、基本報酬（月額報酬）及び賞与により構成されております。賞与はその役割から原則として固定としております。ただし、経常利益が10億円未満の場合、賞与は支給されません。

(二) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限

(a) 取締役会：

- ・ 役員報酬規程、役員報酬基準、役員賞与支給基準の決定。
- ・ 役員報酬基準等に基づき支給される旨の報告を受ける。
- ・ ガバナンス委員会より答申された賞与支給総額の決定。

(b) ガバナンス委員会：

- ・ 役員報酬規程、役員報酬基準、役員賞与支給基準の審議及び取締役会への答申。
- ・ 役員報酬基準等に基づき支給されることを確認する。
- ・ 代表取締役社長による取締役（社外取締役を除く）の個人業績評価及び評価原資配分の審議。

(c) 役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及びガバナンス委員会の活動

基本報酬（月額報酬）については、取締役会で定められた役員報酬基準に役位別の月額報酬が定められているため、毎年3月のガバナンス委員会において役員報酬基準に基づき支給されることを確認し、同月の取締役会にてその旨が報告されております。業績連動報酬（賞与）については、毎年2月のガバナンス委員会において代表取締役社長による取締役（社外取締役を除く）の個人業績評価及び評価原資配分の審議がなされ、同月の取締役会にて当該審議内容を答申し、その支給が決議されております。

(ホ) 取締役の個人の報酬等における上記 (i) (ii) (iii) の割合の決定方針

項目	概要	支給または交付の時期	ガバナンス委員会の関与
基本報酬	役員報酬基準に定められた役位別の月額報酬を月額固定報酬として支給する。	毎月1回	<ul style="list-style-type: none"> 役員報酬規程、役員報酬基準の審査及び取締役会への答申 基本報酬が役員報酬基準に基づき支給されることの確認
業績連動報酬 (賞与)	<ul style="list-style-type: none"> 役員賞与支給基準に定められた経常利益金額のレンジ毎の役位別の賞与金額を支給する。 役員賞与支給基準に定められた経常利益金額のレンジ毎の評価原資を、個人業績の評価に基づき、代表取締役社長が配分し支給する。 	年1回 (3月)	<ul style="list-style-type: none"> 役員賞与支給基準の審査及び取締役会への答申 代表取締役社長による取締役の個人業績評価及び評価原資配分の審議
株式報酬	役位及び在籍期間に応じて当社が取締役等に付与するポイント数に相当する数の当社株式を、取締役等に対して交付する。	取締役等の退任時 (原則)	制度改定時等必要に応じた審議、取締役会への答申

項目	構成比 (モデル)			割合の決定方針
	10億円以上 18億円未満	18億円以上 26億円未満	26億円以上	
基本報酬	63%~65%	57%~60%	50%~55%	役位別の月額報酬を役員報酬基準として定めており、その割合は業績連動報酬の割合に合わせ、約50%~65%程度で変動します。
業績連動報酬 (賞与)	21%~24%	28%~31%	35%~40%	全体の報酬に占める業績連動報酬の割合は、経常利益に比例して高くなるように定めており、経常利益10億円以上で約20%~40%程度で変動します。
株式報酬	13%~14%	12%	10%~11%	役位に応じて付与されるポイントが定められており、その割合は金額に換算し約10%~15%程度です。
合計	100%	100%	100%	

(ハ) 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、ガバナンス委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会もその答申内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の個人別報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度に係る取締役の個人別報酬額の決定については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長村田哲也に委任しております。委任の理由は、会社全体の業績を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。また、代表取締役社長は、取締役の報酬決定について、透明性及び公正性を確保する観点から、事前に過半数を独立社外取締役で構成するガバナンス委員会に諮り、委員会からの答申を踏まえてこれを決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	対象となる 役員の員数	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
	人	千円	千円	千円	千円
取締役	8	178,987	103,800	62,400	12,787
(うち社外取締役)	(4)	(26,000)	(23,400)	(2,600)	(-)
監査役	5	53,600	46,800	6,800	-
(うち社外監査役)	(4)	(30,200)	(26,400)	(3,800)	(-)
計	13	232,587	150,600	69,200	12,787
(うち社外役員)	(8)	(56,200)	(49,800)	(6,400)	(-)

- (注) 1 業績連動報酬として取締役及び監査役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は経常利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は決算における主要な指標であるためであります。業績連動報酬の額の算定に用いた業績指標に関する実績は、「1. 会社の現況に関する事項(5)財産及び損益の状況」に記載のとおりであり、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
- 2 当社は、2017年3月29日開催の第67期定時株主総会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対する株式報酬制度の導入を決議いたしました。
- 3 取締役の報酬限度額は、2017年3月29日開催の第67期定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役は年額18百万円以内）と決議されており、当該決議時の社外取締役を除く取締役の員数は4名、社外取締役の員数は3名です。社外取締役の報酬については、2024年3月28日開催の第74期定時株主総会において年額35百万円以内に、改定・決議されております。また、当該決議においては、社外取締役の報酬額のみが改定され、取締役の報酬限度額（年額200百万円以内）は変更ありません。当該決議時の社外取締役を除く取締役の員数は3名、社外取締役の員数は4名です。
- 4 監査役の報酬限度額は、2017年3月29日開催の第67期定時株主総会において年額65百万円以内と決議されております。当該決議時の監査役の員数は4名です。
- 5 上記3の取締役の報酬限度額とは別枠で、2017年3月29日開催の第67期定時株主総会に基づき、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度を導入しております。当該制度において拠出する金員の上限は、5年間で160百万円以内と決議されております。当該決議時の支給対象となる取締役の員数は4名です。
- 6 当社は、非金銭報酬として株式報酬を交付しており、役員株式給付引当金繰入額を記載しております。
- 7 上記報酬等の額のほか、2025年3月28日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名に対して、役員退職慰労金として次の金額を支給しております。

社外取締役 1名 200千円

なお、この金額は過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額であり、取締役在任期間を対象としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等への出席状況	主 な 活 動 状 況
社外取締役	堀江 裕美	取締役会 100% (14回中14回) ガバナンス委員会 100% (11回中11回)	豊富なビジネス経験をもって意見を述べるなど、取締役会での有益な提言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また、取締役等の指名や報酬決定における透明性や客観性向上を目的として設置したガバナンス委員会の委員長を務めております。
社外取締役	伊藤 善計	取締役会 100% (14回中14回) ガバナンス委員会 100% (11回中11回)	生産技術分野における豊富な知見をもって意見を述べるなど、取締役会での有益な提言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また、取締役等の指名や報酬決定における透明性や客観性向上を目的として設置したガバナンス委員会の委員を務めております。
社外取締役	太田 智久	取締役会 100% (14回中14回) ガバナンス委員会 100% (8回中8回)	IT・デジタル分野における豊富な知見をもって意見を述べるなど、取締役会での有益な提言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また、取締役等の指名や報酬決定における透明性や客観性向上を目的として設置したガバナンス委員会の委員を務めております。
社外監査役	木村 敦彦	取締役会 100% (14回中14回) 監査役会 100% (14回中14回)	公認会計士有資格者としての財務及び会計部門に関する豊富な知見をもって、取締役会や監査役会において有益な意見を述べております。
社外監査役	花野 信子	取締役会 93% (14回中13回) 監査役会 93% (14回中13回)	弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験をもって、取締役会や監査役会において有益な意見を述べております。
社外監査役	膝附東洋史	取締役会 100% (10回中10回) 監査役会 100% (10回中10回)	豊富なビジネス経験をもって、取締役会や監査役会において有益な意見を述べております。

(注) 社外監査役膝附東洋史氏は、2025年3月28日就任後の状況を記載しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	39,850千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,850千円

(注) 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等について同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、及び監査項目別監査時間や監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績状況を確認し、必要な検証を行った結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性の担保の観点に照らして妥当と考えられることから、会計監査人の報酬額等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

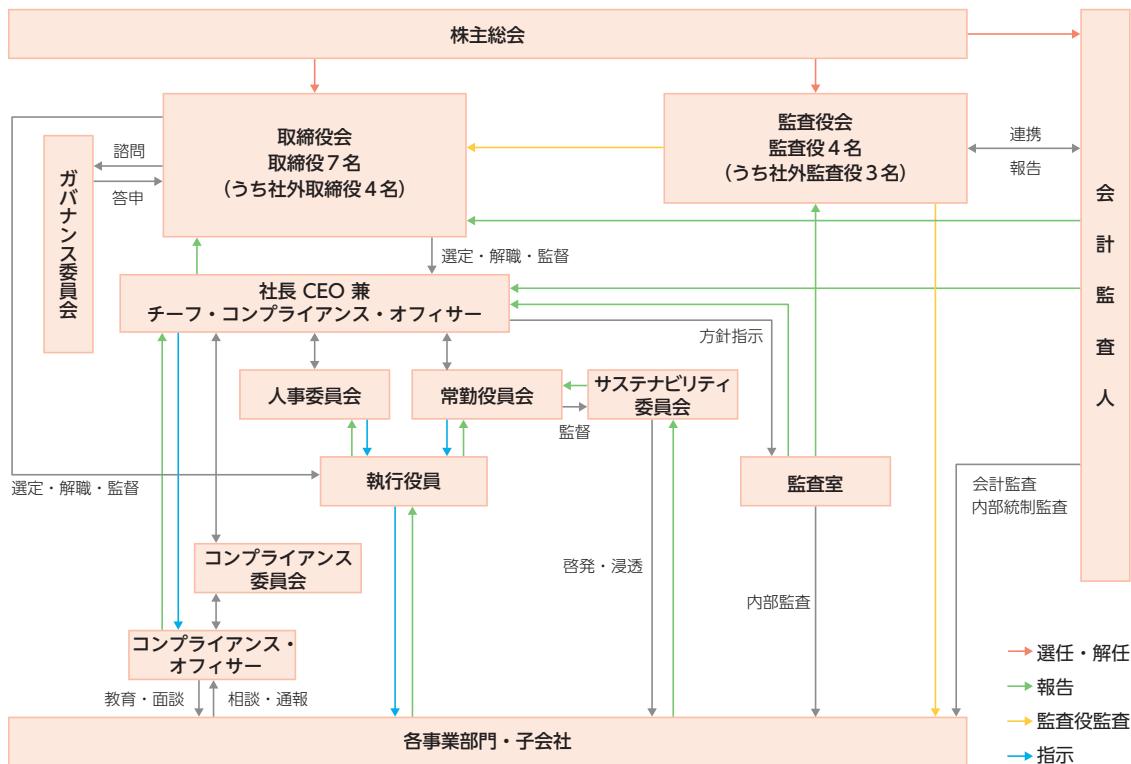
6 内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）

(1) コーポレート・ガバナンスの概要

① 基本的な考え方

当社グループでは、経営の透明性と健全性の確保、及び効率性の向上を基本方針として、取締役会及び監査役会の機能強化、法令違反行為の未然防止機能強化、ディスクロージャー、株主への説明義務が重要であると考え、コーポレート・ガバナンスの充実に取組んでおります。この実現のため、当社は監査役会設置会社の形態を採用し、独立役員の要件を満たす社外取締役・社外監査役の選任により、経営監督機能を強化すると共に、執行役員制度を導入し、取締役会の決議によって選任された執行役員8名が、各本部間の情報及び業務計画や施策等の立案・進捗管理を共有化し、迅速な業務執行を図っております。

② コーポレート・ガバナンス体制図



*本総会の決議事項の議案をご承認いただいた場合の人数を記載しています。

(2) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制については、「内部統制システムに関する基本方針」を制定し、適宜見直しを行っております。直近では子会社の新規設立に伴い2025年8月28日開催の取締役会にて同基本方針の見直しを行い、決議しております。その概要は以下のとおりとなります。

① 取締役、執行役員及び使用人の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・全役職員の行動規範として「企業理念体系」及び「企業行動憲章・企業行動基準」を定め、その周知徹底を図り、遵法の精神に則り業務運営に当たる。
- ・反社会的勢力及び団体に対しては一切関係を持たず、不当要求や妨害については警察等の外部機関とも適切に連携しつつ毅然とした態度で組織的に対応する。
- ・コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス組織・運営規程」に則り、「内部通報基準」の制定、社内外の通報窓口設置、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会の設置、各本部・事業所等を担当するコンプライアンス・オフィサーを中心とした全役職員への教育実施等により法令等遵守の徹底を図る。
- ・取締役会は、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要事項につき、十分に審議したうえで意思決定を行う一方、業務執行する取締役及び執行役員からは、その執行状況に関わる報告等を求めて経営方針の進捗状況を把握し、業務執行の適正性を管理監督する。更に、取締役等の指名・報酬などの検討にあたり、透明性・公正性を確保できるよう、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会を設置し、コーポレート・ガバナンスの強化を図る。
- ・外部視点と様々な知見を有する社外取締役・社外監査役（以下総称して「社外役員」という。）による客観的な立場からの意見・助言を得て、業務執行する取締役及び執行役員による業務執行に対する監督機能の強化を図る。
- ・取締役及び執行役員の日常の業務執行に関しては、常勤取締役及び執行役員を中心に構成される常勤役員会（以下「役員会」という。）を月1回以上開催して意思疎通を図ると共に社外役員にも電子メール等により迅速に情報を共有し、積極的に意見を交換しながら、規程に定められた審議事項や業務報告に対して慎重かつ迅速な意思決定を行い、経営の進捗及び業務執行の適正性を管理監督する。
- ・監査役は、取締役会及び役員会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人の業務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講ずる。
- ・監査役会は、会計監査人より取締役、執行役員及び使用人の業務執行に関する不正行為または法令及び定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合、監査役が協議して必要な調査を行い、助言または勧告等の必要な処置を講ずる。
- ・内部監査部門として監査室を社長直轄組織として設置し、定期監査と共に必要に応じて臨時監査を実施して日常の業務執行状況を把握し、その改善を図る。
- ・法令及び会計基準に適合した財務諸表の作成手続等を「経理規程」等で定め周知のうえ運用の徹底を図り、財務報告に関する体制整備と財務情報の適正かつ適時な開示を確保する。

② 取締役及び執行役員の業務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役及び執行役員の業務執行状況に関わる記録は、法令及び社内規程に定められたところにより文書（電磁的記録を含む）を作成し、保存管理する。
- ・監査役及び取締役より当該事項に関わる文書閲覧の請求があれば、担当部門を通じてこれに応ずる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・全社的に影響を及ぼす重要なリスクについては、経営企画部を主管部として要因別に「既に認識しているリスク」の見直しと「新たに発生することが見込まれるリスク」の洗出しを定期的を実施する。
各部門では部門の業務に関わる重要なリスクについては、「既に認識しているリスク」の見直しと「新たに発生することが見込まれるリスク」の洗出しを定期的を実施して経営企画部に報告する。
経営企画部は全社及び各部門に関わる重要なリスクと、リスクが顕在化する可能性や顕在化した場合の影響等を含めた対応策を取り纏めて役員会に報告する。役員会は当該報告内容を審議し、必要に応じて、リスクの解消・改善を行う新たな処置を取る。
- ・新たにリスク管理面で問題が発生若しくは発生が予想される場合は、その都度経営企画部より役員会に報告し、その対策を協議して是正処置を取る。ただし、緊急を要する場合は、担当本部長より社長に報告し、対策を協議して是正処置を取り、速やかに役員会に報告する。
また、重大事故発生や大規模自然災害・ウイルス感染症等に対応するために、災害対応マニュアルや事業継続計画（BCP）を策定する。重大な危機発生時には、リスク管理基本規程に基づき対応する。
- ・各工場においては、食品安全マネジメント充実のため、国際的に定められた基準であるFSSC22000の認証を受け、品質管理の更なる向上に積極的に取り組む。

④ 取締役及び執行役員の業務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・経営に関わる意思決定については、法令等に定められた事項や重要事項等は取締役会、日常の業務執行に関しては役員会で行い、慎重かつ迅速に対応する。
- ・取締役会は中期経営計画及び各年度の事業計画を決定し、各部門がその目標達成のための具体策を立案し、実行する。
- ・取締役会は、業務執行取締役の担当業務及び執行役員へ委任する業務執行分野をそれぞれ決定し、業務執行は当該分掌に基づき行われる。取締役は、業務執行の進捗状況等を役員会及び取締役会で報告する。執行役員は、代表取締役、役員会及び取締役会に対して適宜適切に担当分野の業務執行状況を報告する。

⑤ 当社及びその子会社等から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・グループ会社の取締役等の業務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
グループ会社ごとに主管部を定め、主管部が「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社から当社へ必要な報告を行わせるとともに、グループ会社の重要業務の執行等について当社の役員会及び取締役会において承認を得る。
- ・グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理基本規程」に基づき、主管部がグループ会社に対しリスクの洗い出し、分析・評価、回避策等の対応を行わせるとともに、グループ会社に危機が発生した場合は、グループの損失を最小化するよう支援を行う。
- ・グループ会社の取締役等の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「グループ会社管理規程」で当社役員会及び取締役会での承認、報告事項を定め、グループ会社の経営指導にあたるほか、その他事項については当社「上程事項リスト」を準用し、各決裁者ないし会議体に上程するものとする。
- ・グループ会社の取締役、執行役員及び使用人の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 当社グループは金融商品取引法に基づき、財務報告に係る信頼性を確保するために内部統制の整備、運用を行う。監査室は当該内部統制の有効性を評価するため、内部統制監査を定期的実施し、その結果を役員会に報告する。
 - グループ会社の業務執行状況に関わる記録は、法令及び社内規程に定められたところにより文書（電磁的記録を含む）を作成し、保存管理する。
 - 社内外に設置する通報窓口をグループ会社の取締役、執行役員及び使用人も利用できることを周知徹底する。
 - 監査役は、当社グループの監査の一環としてグループ会社監査を実施し、その結果を当社代表取締役に報告する。職務の執行状況及び適正性に関して、必要があれば助言、勧告し、場合によっては必要な処置を取る。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する項目並びに指示の実効性の確保に関する事項

- ・取締役は、監査役求めにより、監査役職務を補助する使用人（監査役補助者）として適切な人材を配置する。その指揮・命令等は監査役の下にあり、その人事上の取扱いは監査役と事前に協議する。また、監査役の指示に基づく監査役補助者の調査や情報収集に対して、会社各部門は協力する。

⑦ 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ・取締役及び執行役員は、業務の執行状況を監査役が出席する取締役会及び役員会に報告する。
- ・取締役及び執行役員は、競業取引・利益相反取引について遅滞なく監査役が出席する取締役会に報告する。
- ・取締役、執行役員及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実及び取締役及び執行役員の業務執行に関して不正行為または法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合は監査役に報告する。
- ・法令違反等の内部通報があった場合、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会は「コンプライアンス組織・運営規程」に則り、通報の状況と処置結果を監査役に報告する。
- ・グループ会社の取締役、執行役員及び使用人並びにグループ会社の取締役、執行役員及び使用人から報告を受けた者は、監査役に対して、随時その職務の執行状況その他に関する報告をする。
- ・内部通報制度に基づく通報または監査役に対する業務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当該通報者または報告者に対して不利な取扱いを行わない。

⑧ その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、会社各部門・会計監査人等との意思疎通を図り、情報収集や調整を行い、会社各部門はこれに協力する。
- ・監査役は、職務の執行に必要な経費は、会社が負担する。

(3) 内部統制の基本方針及び内部統制システムに関する基本方針の運用状況について

① 内部統制全般

当社グループは、内部統制を有効に機能させるために、各種基本方針を制定し、整備、運用状況について取締役会を通じて確認しており、その内容は社内電子掲示板に掲示し、社内に広く告知しております。当社は今後も継続的に内部統制システムの改善を図ると共に、その充実・強化にも取り組んでまいります。

② コンプライアンス

当社は、取締役会の決議をもって設置されたチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会を年2回定期的に開催し、コンプライアンスに関する基本方針、体制及び規程の改廃並びに教育計画等について審議、討議しています。また、コンプライアンスに関する各種社内研修を継続的に実施しており、当期は全従業員に対する動画による36協定研修、工場従業員に対する動画によるコンプライアンス研修及び対面によるハラスメント研修、本支店等PC使用者に対するeラーニングによるコンプライアンス研修、カスタマーハラスメント研修及び動画による情報セキュリティ研修、関連部門に対するeラーニングによる下請法（現取適法）研修、各本部・事業所等を担当するコンプライアンス・オフィサーに対する研修を実施すると共に、各コンプライアンス・オフィサーによる各職場での教育実施を通じて、コンプライアンス遵守に対し、社員の理解促進に取り組んでいます。

③ リスク管理体制

当社グループは、経営に影響を及ぼす重要なリスクについて、定期的に「既に認識しているリスク」の見直しを図ると共に「新たに発生することが見込まれるリスク」の洗い出しを実施し、当該リスクに関し取締役会にて検討、適宜対応策を講じております。具体的には、火災や労働災害等の重大事故発生や大規模自然災害、ウイルス感染症等に対応するBCP（事業継続計画）の整備等マニュアルの見直しを毎年、定期的に行っており、従業員への教育・訓練も継続的に実施しております。当期については昨今企業を標的としたランサムウェアによるサイバー攻撃が増加していることに鑑み、標的型攻撃メール訓練を実施したほか、情報セキュリティ対策に取り組ましました。

④ 監査役の監査体制

監査役は、取締役会や役員会、及び重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するためコンプライアンス委員会、人事委員会等重要な会議に出席して意見を述べるほか、代表取締役との定期的な会合や社外役員との意見交換、また会計監査人、取締役・執行役員及び従業員等の随時必要な協力を得て意思疎通を図るなどして、情報収集・調査に努めており、これらの者は随時必要な協力をしています。

監査役は会計監査人と四半期決算時の定例会を持つほか、内部監査部門とは原則隔週での定例会を開催し、三様監査の強化を図っています。なお、監査の実効性を担保するべく、必要な費用は会社が負担しています。

一定額の損失や重大な問題が発生するおそれがある場合などは、担当部門の責任者は所定の基準・手続に従い、速やかに監査役に報告する体制としています。また、監査役への報告を理由として役職員を不利に取り扱うことはないことを周知徹底しています。監査役の監督の実効性を高めるため、監査役の職務遂行を補助する監査役補助者を置き、監査役の補助業務を機動的に行う体制としています。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

- ① 株主の皆様への利益還元は重要な政策であり、「中期経営計画2030」においては、配当性向40%を基本に1株あたり31円（株式分割後換算、以下同様）を下限に設定することを株主還元方針といたしました。当期の期末配当金につきましては、1株につき17円としております。なお、当社は、2025年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。株式分割前の2025年6月30日を基準日として1株につき45円の間配当金をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、株式分割前に換算いたしますと、中間配当金45円と期末配当金51円を合わせた1株当たり96円、株式分割後に換算いたしますと、中間配当金15円と期末配当金17円を合わせた1株当たり32円に相当し、配当性向は39.9%となります。
- 今後も営業キャッシュフローの伸長により、成長投資と安定配当を両立してまいります。
- ② 内部留保につきましては、企業価値の持続的な向上に向けた成長投資及び経営基盤の強化を図るために有効活用してまいります。
- ③ 自己株式の処分・活用につきましては、当社成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定してまいります。

1株当たり配当金

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当事業年度)
中間配当金	4円16銭	6円66銭	11円66銭	15円00銭
期末配当金	6円33銭	12円66銭	19円33銭	17円00銭

(注) 2022年7月1日付で普通株式1株につき2株、2025年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。当該株式分割が2022年度の期首に行われたと仮定し、1株当たり配当金を算定しております。

(注) 本事業報告中の記載金額の数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	17,001,403	流動負債	12,254,220
現金及び預金	4,321,250	支払手形及び買掛金	3,249,322
売掛金	10,247,963	短期借入金	1,000,000
商品及び製品	1,312,145	リース債務	43,531
仕掛品	81,675	未払金	2,249,501
原材料及び貯蔵品	568,680	未払費用	2,711,300
その他	469,688	未払法人税等	1,004,582
固定資産	16,605,623	未払消費税等	344,735
有形固定資産	14,610,151	賞与引当金	1,305,199
建物及び構築物	3,803,735	役員賞与引当金	152,000
機械装置及び運搬具	4,980,710	その他	194,046
土地	1,497,829	固定負債	2,367,887
リース資産	66,056	リース債務	29,129
建設仮勘定	3,926,840	退職給付に係る負債	2,064,149
その他	334,978	役員株式給付引当金	183,612
無形固定資産	494,695	その他	90,995
ソフトウェア	463,797	負債合計	14,622,107
ソフトウェア仮勘定	5,300	純資産の部	
その他	25,598	株主資本	18,650,238
投資その他の資産	1,500,776	資本金	2,864,249
投資有価証券	160,400	資本剰余金	2,577,892
繰延税金資産	1,151,293	利益剰余金	13,950,987
その他	189,082	自己株式	△742,892
資産合計	33,607,027	その他の包括利益累計額	334,681
		その他有価証券評価差額金	84,553
		為替換算調整勘定	1,006
		退職給付に係る調整累計額	249,121
		純資産合計	18,984,919
		負債純資産合計	33,607,027

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	34,771,829
売 上 原 価	20,074,130
売 上 総 利 益	14,697,698
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	10,006,390
営 業 利 益	4,691,307
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	12,004
売 電 収 入	11,154
受 取 口 イ ヤ リ テ イ	22,959
そ の 他	19,643
	65,762
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,002
売 電 費 用	5,469
そ の 他	2,087
	10,559
経 常 利 益	4,746,510
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	186
投 資 有 価 証 券 売 却 益	21,498
	21,684
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	3,658
減 損 損 失	56,047
	59,705
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	4,708,489
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,468,807
法 人 税 等 調 整 額	△139,124
	1,329,682
当 期 純 利 益	3,378,807
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	3,378,807

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,864,249	2,577,892	12,054,641	△741,602	16,755,181
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,482,460		△1,482,460
親会社株主に帰属する当期純利益			3,378,807		3,378,807
自 己 株 式 の 取 得				△1,289	△1,289
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計			1,896,346	△1,289	1,895,057
当 期 末 残 高	2,864,249	2,577,892	13,950,987	△742,892	18,650,238

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額					純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	76,024	△27	—	—	75,997	16,831,178
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,482,460
親会社株主に帰属する当期純利益						3,378,807
自 己 株 式 の 取 得						△1,289
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	8,528	27	1,006	249,121	258,683	258,683
当 期 変 動 額 合 計	8,528	27	1,006	249,121	258,683	2,153,740
当 期 末 残 高	84,553	—	1,006	249,121	334,681	18,984,919

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
 - 連結子会社の数 1社 Kanro America Inc.
 - 当連結会計年度より、新たに設立したKanro America Inc.を連結の範囲に含めております。
2. 持分法の適用に関する事項
 - 持分法適用の非連結子会社又は関連会社の数 なし
3. 会計方針に関する事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券の評価基準及び評価方法
 - その他有価証券
 - イ. 市場価格のない株式等以外のもの
 - 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ロ. 市場価格のない株式等
 - 移動平均法による原価法
 - ②デリバティブの評価基準及び評価方法
 - 時価法
 - ③棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - イ. 商品及び製品、仕掛品
 - 総平均法
 - ロ. 原材料及び貯蔵品
 - 移動平均法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 - 建物及び構築物 10～50年
 - 機械装置及び運搬具 10年
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 - 自社利用のソフトウェア 5年
 - ③リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員及び執行役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役等への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に飴・グミ・素材菓子の製造、仕入及び販売を行っております。顧客との販売契約において、製品及び商品を引渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品及び商品の引渡時であります。ただし、直営店舗での販売を除く国内取引については、製品及び商品の出荷時から支配が顧客に移転する時までの期間が数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、着荷予定日に収益を認識しております。また、輸出取引においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約における対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で算定しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の処理

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引

ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

為替リスク管理規程に基づき外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務を退職給付に係る負債として計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

未払リベートの見積り計上

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

未払費用 643,392千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、卸売業者や小売業者といった流通業者との契約に基づき、リベートを計算し、これを流通業者へ支払います。当社グループは、連結会計年度末日において、支払義務は確定しているもののその金額が未確定であるリベートにつき、見積計上を行っておりますが、リベートには複数の契約条件が存在するため、連結会計年度末において未払リベートの精緻な見積りを行うことは困難です。未払リベートの見積りは、製品種類別に過年度の趨勢を反映した計算式を基礎とする方法及び当連結会計年度に固有の契約条件等を加味する方法によっております。実際の発生金額と見積り金額とが著しく乖離した場合、当連結会計年度及び翌連結会計年度の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

(取締役等に対する株式報酬制度)

当社は、2017年3月29日開催の第67期定時株主総会決議に基づき、当社取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）を対象とする株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、役員等一定の基準に応じて当社が取締役等に付与するポイント数に相当する数の当社株式を、本信託を通じて取締役等に対して交付する制度です。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時（取締役と執行役員の兼務者については、その両方の地位を退いた時）です。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は278,494千円、株式数は1,039,500株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 18,436,352千円
2. コミットメントライン契約

当社グループは、「中期経営計画2030」を推進するうえでの機動的かつ安定的な資金調達を目的として、取引金融機関1行とコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は、次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	2,500,000千円
借入未実行残高	一千円
差引額	2,500,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 45,946,812株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年2月6日 取締役会	普通株式	834,790	58.00	2024年12月31日	2025年3月10日
2025年7月29日 取締役会	普通株式	647,670	45.00	2025年6月30日	2025年8月25日
計		1,482,460			

- (注) 1 2025年2月6日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式に対する配当金20,097千円が含まれております。
- 2 2025年7月29日取締役会決議による1株当たりの配当額については、基準日が2025年6月30日であるため、2025年7月1日付の株式分割は加味しておりません。
- 3 2025年7月29日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式に対する配当金15,592千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年2月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	734,023	17.00	2025年 12月31日	2026年 3月10日

- (注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式に対する配当金17,671千円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、製造販売事業を行うための運転資金計画及び設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関からの借入により調達しております。資金運用については短期的な預金に限定しております。デリバティブ取引は、為替相場の変動に対するリスクの回避を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については毎月時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

デリバティブ取引は、外貨建取引にかかる為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ①ヘッジ会計の処理」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、全取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建予定取引に係る為替の変動リスクに対して、為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、取引権限等を定めた社内規程に従って行っており、また、月次の為替予約残高等の取引実績を、常勤役員会に報告しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	155,600	155,600	—
資産計	155,600	155,600	—

- (注) 1 「現金及び預金」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- 2 非上場株式（連結貸借対照表計上額4,800千円）は、市場価格がないため、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	155,600	—	—	155,600
資産計	155,600	—	—	155,600

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

	売上高 (千円)	構成比 (%)
飴	17,099,619	49.2
グミ	16,860,049	48.5
素材菓子	799,086	2.3
その他	13,073	0.0
顧客との契約から生じる収益	34,771,829	100.0
外部顧客への売上高	34,771,829	100.0

(注) 「その他」は、食品以外の雑貨類であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 450円54銭
- 1株当たり当期純利益 80円18銭

(注) 1 2025年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施したため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、1,039千株、期中平均株式数は、1,039千株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	16,991,368	流動負債	12,251,133
現金及び預金	4,277,490	買掛金	3,247,271
売掛金	10,269,418	短期借入金	1,000,000
商品及び製品	1,297,798	リース債務	43,531
仕掛品	81,675	未払金	2,248,465
原材料及び貯蔵品	568,680	未払費用	2,711,300
前払費用	385,469	未払法人税等	1,004,582
未収入金	110,532	未払消費税等	344,735
その他	303	預り金	134,727
固定資産	16,766,074	賞与引当金	1,305,199
有形固定資産	14,610,151	役員賞与引当金	152,000
建物	3,509,634	その他	59,319
構築物	294,101	固定負債	2,731,567
機械及び装置	4,950,381	リース債務	29,129
車両運搬具	30,329	退職給付引当金	2,427,830
工具、器具及び備品	334,978	役員株式給付引当金	183,612
土地	1,497,829	その他	90,995
リース資産	66,056	負債合計	14,982,701
建設仮勘定	3,926,840	純資産の部	
無形固定資産	494,695	株主資本	18,690,188
商標権	11,784	資本金	2,864,249
ソフトウエア	463,797	資本剰余金	2,577,892
ソフトウエア仮勘定	5,300	資本準備金	2,141,805
電話加入権	10,411	その他資本剰余金	436,087
施設利用権	3,402	利益剰余金	13,990,937
投資その他の資産	1,661,227	利益準備金	298,600
投資有価証券	160,400	その他利益剰余金	13,692,337
関係会社株式	43,404	固定資産圧縮積立金	115,085
出資金	10	別途積立金	8,820,000
長期前払費用	18,481	繰越利益剰余金	4,757,252
差入保証金	158,151	自己株式	△742,892
入会保証金	12,438	評価・換算差額等	84,553
繰延税金資産	1,268,340	その他有価証券評価差額金	84,553
資産合計	33,757,443	純資産合計	18,774,741
		負債純資産合計	33,757,443

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	34,796,515
売上原価	20,087,312
売上総利益	14,709,202
販売費及び一般管理費	9,980,431
営業利益	4,728,770
営業外収益	
受取利息及び配当金	12,003
売電収入	11,154
受取ロイヤルティ	22,959
その他	19,643
	65,761
営業外費用	
支払利息	3,002
売電費用	5,469
その他	2,087
	10,559
経常利益	4,783,973
特別利益	
固定資産売却益	186
投資有価証券売却益	21,498
	21,684
特別損失	
固定資産除却損	3,658
減損損失	56,047
	59,705
税引前当期純利益	4,745,952
法人税、住民税及び事業税	1,468,807
法人税等調整額	△141,611
当期純利益	3,418,756

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	2,864,249	2,141,805	436,087	2,577,892
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
剰余金の配当				
別途積立金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	2,864,249	2,141,805	436,087	2,577,892

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 準 備 金	利益剰余金			利 益 剰 余 金 計
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	その他利益剰余金		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 金		
当 期 首 残 高	298,600	125,351	7,320,000	4,310,689	12,054,641
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の取崩		△10,265		10,265	-
剰余金の配当				△1,482,460	△1,482,460
別途積立金の積立			1,500,000	△1,500,000	-
当期純利益				3,418,756	3,418,756
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△10,265	1,500,000	446,562	1,936,296
当 期 末 残 高	298,600	115,085	8,820,000	4,757,252	13,990,937

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
当 期 首 残 高	△741,602	16,755,181	76,024	△27	75,997	16,831,178
当 期 変 動 額						
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△1,482,460				△1,482,460
別途積立金の積立		－				－
当 期 純 利 益		3,418,756				3,418,756
自 己 株 式 の 取 得	△1,289	△1,289				△1,289
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			8,528	27	8,555	8,555
当 期 変 動 額 合 計	△1,289	1,935,007	8,528	27	8,555	1,943,562
当 期 末 残 高	△742,892	18,690,188	84,553	－	84,553	18,774,741

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ①子会社株式
移動平均法による原価法
 - ②その他有価証券
 - イ. 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ロ. 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
 - (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - ①商品及び製品、仕掛品
総平均法
 - ②原材料及び貯蔵品
移動平均法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～50年
機械及び装置	10年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員及び執行役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理することとしております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役等への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に飴・グミ・素材菓子の製造、仕入及び販売を行っております。顧客との販売契約において、製品及び商品を引渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品及び商品の引渡時であります。ただし、直営店舗での販売を除く国内取引については、製品及び商品の出荷時から支配が顧客に移転する時までの期間が数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、着荷予定日に収益を認識しております。また、輸出取引においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約における対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で算定しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引

ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引

③ヘッジ方針

為替リスク管理規程に基づき外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

未払リベートの見積り計上

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
未払費用 643,392千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、卸売業者や小売業者といった流通業者との契約に基づき、リベートを計算し、これを流通業者へ支払います。当社は、事業年度末日において、支払義務は確定しているもののその金額が未確定であるリベートにつき、見積計上を行っておりますが、リベートには複数の契約条件が存在するため、事業年度末において未払リベートの精緻な見積りを行うことは困難です。未払リベートの見積りは、製品種類別に過年度の趨勢を反映した計算式を基礎とする方法及び当事業年度に固有の契約条件等を加味する方法によっております。実際の発生金額と見積り金額とが著しく乖離した場合、当事業年度及び翌事業年度の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

(取締役等に対する株式報酬制度)

当社は、2017年3月29日開催の第67期定時株主総会決議に基づき、当社取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）を対象とする株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、役員等一定の基準に応じて当社が取締役等に付与するポイント数に相当する数の当社株式を、本信託を通じて取締役等に対して交付する制度です。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時（取締役等の退任後、監査役に就任した場合は監査役退任時）です。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は278,494千円、株式数は1,039,500株であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	18,436,352千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	10,078,724千円
短期金銭債務	132,592千円
3. コミットメントライン契約	
<p>当社は、「中期経営計画2030」を推進するうえでの機動的かつ安定的な資金調達を目的として、取引金融機関1行とコミットメントライン契約を締結しております。</p> <p>この契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は、次のとおりであります。</p>	
コミットメントラインの総額	2,500,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	2,500,000千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売 上 高	31,980,889千円
仕 入 高	56,203千円
販売費及び一般管理費	46,287千円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
ひかり工場 (山口県光市)	遊休資産	機械及び装置
松本工場 (長野県松本市)	遊休資産	機械及び装置
朝日工場 (長野県朝日村)	遊休資産	機械及び装置
本社 (東京都新宿区)	処分予定資産	建物、工具、器具及び備品、建設仮勘定
ひかり工場 (山口県光市)	処分予定資産	建物、機械及び装置
松本工場 (長野県松本市)	処分予定資産	建物、機械及び装置
朝日工場 (長野県朝日村)	処分予定資産	建物、機械及び装置、工具、器具及び備品

当社は、キャッシュ・フローを生成している最小単位である当社の資産全体でグルーピングしております。ただし、事業の用に直接供していない遊休資産及び処分予定資産については、個別物件単位にグルーピングしております。

上記資産グループのうち、遊休資産については、将来の具体的使用計画がないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失（10,434千円）に計上しております。その内訳は、機械及び装置10,434千円であります。なお、当該資産グループの回収可能価額は、他の転用や売却が困難なことから備忘価額1円としております。

また、上記資産グループのうち、処分予定資産については、将来の使用見込みがないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失（45,612千円）に計上しております。その内訳は、建物19,619千円、機械及び装置15,566千円、工具、器具及び備品3,926千円、建設仮勘定6,499千円であります。なお、当該資産グループの回収可能価額は、建物559千円、機械及び装置1,135千円、工具、器具及び備品、建設仮勘定については他の転用や売却が困難なことから備忘価額1円としております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,808,480株

(注) 普通株式の自己株式の当事業年度末の株式数には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する株式1,039,500株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、賞与引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金、その他有価証券評価差額金であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	三菱商事(株)	被所有 直接	当社製品の販売総代理店	製品の販売	31,949,396	売掛金	10,013,996
		29.59 間接		原材料の購入	56,203	買掛金	—
		0.00					

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 三菱商事(株)を当社の製品販売の総代理店として販売を行っております。
- (2) 原材料の購入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Kanro America Inc.	所有 直接	当社製品の販売	製品の販売 役員の兼任	31,493	売掛金	28,375
		100.00					

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

製品の販売については、一般の取引条件と同様に決定しております。

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	三菱商事ライフサイエンス(株)	被所有 直接	三菱商事ライフサイエンス(株)の製品購入	原材料の購入	1,024,149	買掛金	341,214
		0.00					

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

原材料の購入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 445円55銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 81円13銭 |

(注) 1 2025年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施したため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、1,039千株、期中平均株式数は、1,039千株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

カンロ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤本 貴子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 能勢 直子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カンロ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カンロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

カンロ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤本 貴子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 能勢 直子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カンロ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を經由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式も含めて出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人有限責任監査法人トーマツが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、同会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、同会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

カンロ株式会社 監査役会

常勤監査役	山本寿男 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	木村敦彦 ㊟
社外監査役	花野信子 ㊟
社外監査役	膝附東洋史 ㊟

以上

株主メモ

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月下旬
基準日	定時株主総会・期末配当 毎年12月31日 中間配当 毎年6月30日
単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部
(電話照会先)	0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日及び12/31~1/3を除く)
公告掲載方法	電子公告による (アドレス https://www.kanro.co.jp/) ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。

お知らせ

- ・住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- ・未払配当金のお支払について
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- ・配当金計算書について
配当金お支払の際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様については、同封の「配当金計算書」は「支払通知書」を兼ねておりません。税額や実際のお受取金額等につきましては、お取引の証券会社等にご確認をお願いします。

カンロの想いを“つぶ”にのせて 「あなたへとどく、ひとつぶを。」 企業CM放映

企業パーパス「Sweeten the Future 心がひとつぶ、大きくなる。」のもと、これまでカンロが大切にしてきた価値観や想いを表現したCM映像「あなたへとどく、ひとつぶを。はじまる」篇を2025年11月に公開しました。

本CMの公開を皮切りに、これからも皆さまの日常に寄り添う“ひとつぶ”をお届けできるよう、各種施策を展開してまいります。



特設サイトはこちら



アメリカでのピュレグミ展開がスタート

2025年5月に現地法人「Kanro America Inc.」を設立し、ピュレグミの米国展開を本格的に始動しました。

現地パイヤーに向けた展示会への出展や、イベントでの商品サンプリングでは、ピュレグミのフルーティな味わいやコンセプトを高く評価いただいております。

2025年秋からは、実際に商品が店頭に並び初めました。グミ生産能力の増強と並行し、販路拡大と現地マーケティング施策の実行に注力してまいります。



松本山雅FCのオフィシャルパートナーに

創業の地山口市に加え、長野県松本市と朝日村に生産拠点を構えるカンロ。スポーツ支援を通じて地域の方々にこれまで以上に貢献したいとの思いから、2026年2月1日より地元クラブチーム「松本山雅FC」とのオフィシャルパートナー契約を締結しました。

パートナーシップを通じて、長野県のみなさまの健康増進や地域活性化に、より一層取り組んでまいります。



愛され続けて70年！ カンロ飴70周年プロジェクトスタート

「カンロ飴」発売70周年を記念し2025年9月より「カンロ飴70周年プロジェクト」をスタートしました。和の味わいで愛されてきたカンロ飴のブランドメッセージを「やさしくありたい」に刷新し、WEB動画公開やポップアップイベントの実施、山口県光市との地域連携イベントなど多彩な施策を展開します。長年の感謝を込め、2025年は「小さくなったカンロ飴」の発売もいたしました。



ポップアップイベントの様子



「HARIO Lampwork Factory」との特別コラボレーションした「カンロ飴ネックレス」

Kanro POCKeT会員を起点として ファンエンゲージメントの循環を創出

Kanro POCKeT会員を起点にファンエンゲージメントの循環が拡大しています。

ファンがコミュニティに集い、発信や購買を通じて関係性を深化。EC限定商品の購入率も高水準で推移しています。11月には初の有償ファンイベント「カンロ祭り」を開催し、会員との直接接点による参加体験を創出いたしました。デジタルとリアルを連動させ、ブランドへの共感と熱量の向上を図っています。



ひかり工場 国内最大級の太陽光発電を導入

三井住友銀行のコーディネートのもと、ひかり工場（山口県）に超軽量太陽光発電システム「フレキシブルソーラーG+」を導入しました。従来比半分以下の重量で設置可能な国内最大級規模（833.25kW）の完全自家消費型設備により、年間約421tのCO₂排出削減を見込み、脱炭素化を推進します。



第76期定時株主総会 会場のご案内



2026年3月27日（金曜日）
午前10時 受付開始 午前9時
京王プラザホテル
南館5階「エミネンスホール」
東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
TEL 03-3344-0111



交通機関のご案内

JR

A 新宿駅西口より徒歩5分

都営地下鉄

B 大江戸線都庁前駅B1出口よりすぐ



カンロ株式会社

〒163-1437 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティビル37階
TEL : 03-3370-8811 (代表)

<https://www.kanro.co.jp/>



UD
FONT